

第4章 建設リサイクル法への対応

第1 法に基づく事務手続き等

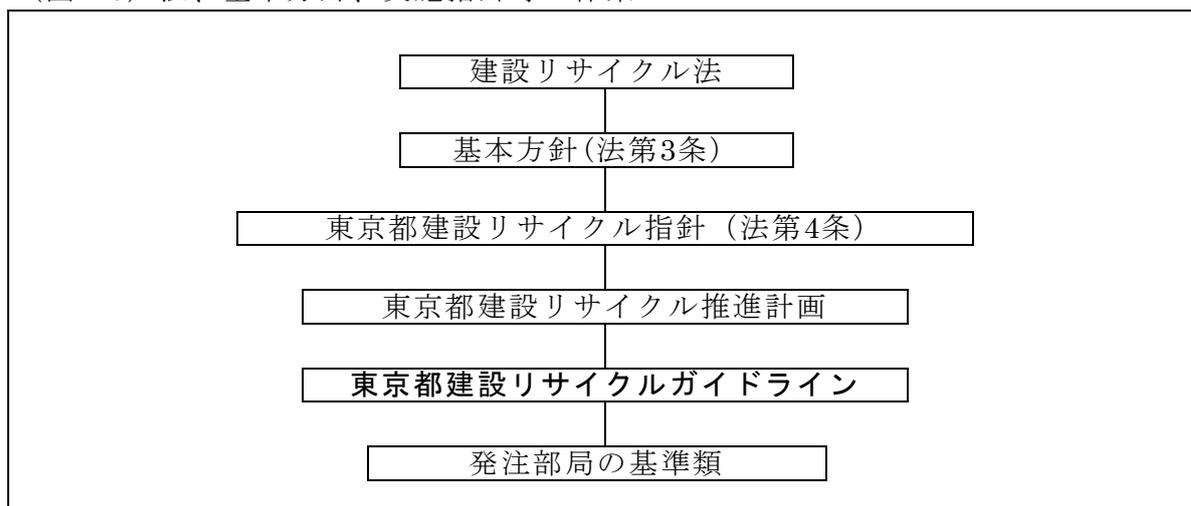
(1) 建設リサイクル法の施行

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号(通称建設リサイクル法)。以下「法」という。)は、平成14年5月30日に完全施行された。

また、国は、平成13年1月17日、法第3条に基づき、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を告示し、都は、平成14年5月30日、法第4条に基づき、基本方針を踏まえ、「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成14年5月30日付14都市政広第130号、平成15年7月1日付15都市政広第231号により改正。以下「東京都建設リサイクル指針」という。)を公告した。

東京都建設リサイクル指針では、都が法に基づき取り組む施策は、推進計画及びガイドラインによることとしており、都が法に基づき実施する事務手続き等については、これに基づき適切に行う。

(図-5) 法、基本方針、実施指針等の体系



(2) 対象建設工事

法第9条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号、以下「政令」という。)第2条に規定された規模以上の建設工事(以下「対象建設工事」という。)の施行に当たっては、法の規定により各種の事務手続きを行う。

対象建設工事の定義	①特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事であって、規模の基準以上のもの
	②その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、規模の基準以上のもの

※ コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。

(表-3) 対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ²
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)※1	請負代金の額※3 1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)※2	請負代金の額※3 500万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む

(3) 落札者等の手続き

落札者等が行わなければならない手続きは、以下のとおりである。

①事前説明	○対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、法第12条第1項に基づき、特定建設資材に係る分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法等について「説明書」に記載し、工事請負契約締結前までに、設計担当部署等へ提出する。
②請負契約の書面	○落札者等は、法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号、以下「省令」という。）第4条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に記載し、契約図書に綴り込む。 （記載事項） ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。）※1 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ※2 なお、落札者等は、これらの費用の見積もりに当たっては、適切にその費用を算定する。

※1 解体工事に要する費用：分別解体等の費用及び建設資材廃棄物の運搬車両への積込みに要する費用であり、解体工事に伴う仮設費及び運搬費を含まない。

※2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び特定建設資材廃棄物の運搬に要する費用である。

(4) 監督員等の手続き

監督員等が行わなければならない手続きは、以下のとおりである。

①通知書の作成等	○監督員等は、法第11条に基づき「通知書」を作成し、工事に着手する前に、あらかじめ、当該対象建設工事を施工する区域を所管する特定行政庁の通知書受理窓口（巻末資料参照）に提出する。 なお、監督員等は、作成した通知書を請負者に交付して、通知書の提出を代行させることもできる。
----------	--

②届出書の作成等	<p>○都又は区市町村の監理団体の中には、法第10条の届出の対象となる機関がある。</p> <p>○この場合、監督員等は届出書を作成し、工事に着手する日の7日前までに、当該対象建設工事を施工する区域を所管する特定行政庁の届出書受理窓口（巻末資料参照）に提出する。</p> <p>なお、監督員等は、作成した届出書及び委任状を請負者に交付し、届出書の提出を代行させることもできる。</p> <p>（参考図書）</p> <p>届出書の作成、その他の書類（説明書、告知書、法第13条の書面、再資源化等報告書など）の作成に当たっては、別途定める「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都都市整備局のホームページに掲載）を参考にするとよい。</p> <p>また、市販の手引き書「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引（案）」（編著：建設リサイクル法実務手続研究会）等を参考にすることもできる。</p> <p>・ 榊大成出版社</p> <p>所在地 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11</p> <p>電話 03-3321-4131（代） FAX 03-3321-5551</p> <p>H P http://www.taisei-shuppan.co.jp/</p>
③手続き履行確認	<p>○監督員等は、請負者に通知（届出）書の提出を代行させた場合は、請負者から提出された通知（届出）の副本を受領するとともに、特定行政庁から交付された通知（届出）済シールを工事現場に掲示された工事標識に貼付することを指示する。また、再資源化等完了報告を受け、事務手続きや再資源化等が適正に完了したことを確認する。</p>

※ 工事着手とは、一連の工事の端緒となる行為をいい、準備作業（調査、測量、草刈、生活残存物の撤去、公益企業による遮断・仮設引き込み・防護工事など）は含まない。

(5) 請負者の手続き

請負者が行わなければならない手続きは、以下のとおりである。

①通知書の提出等	<p>○請負者は、監督員等から通知書の提出の代行を指示された場合は、交付された「通知書」を、工事に着手する前に、あらかじめ、当該対象建設工事を施工する区域を所管する特定行政庁の通知書受理窓口</p> <p>○請負者は、通知書の提出を代行した場合は、特定行政庁の担当者から副本が返却されるので、これを監督員等に提出する。また、特定行政庁の担当者から通知済シールが交付されるので、これを工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付する。</p>
②届出書の提出等	<p>○請負者は、法第10条に基づく届出の対象となる工事において、監督員等から届出書の提出の代行を指示された場合は、交付された届出書及び委任状を、工事に着手する日の7日前までに、当該対象建設工事を施工する区域を所管する特定行政庁の届出書受理窓口</p>

	○請負者は、届出書の提出を代行した場合は、特定行政庁の担当者から副本が返却されるので、これを監督員等に提出する。また、特定行政庁の担当者から届出済シールが交付されるので、これを工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付する。
③再資源化等の報告	○請負者は、法第18条第1項に基づき、再資源化等の完了時に、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督員に提出する。 なお、再資源化等報告書には、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を添付する。 (記載事項) ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
④技術管理者等の設置	○請負者（解体工事業）は、解体工事の施工に当たっては、法第31条及び法第32条並びに解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業登録省令」という。）第7条に基づき技術管理者を設置し、当該工事の施工に従事する作業員を監督させる。
	○請負者（建設業者）は、建設業法第26条に基づく主任技術者（監理技術者）を工事現場ごとに専任させる。この場合、技術管理者の設置は不要である。
⑤工事標識等	○請負者（解体工事業）は、法第33条及び解体工事業登録省令第8条に基づき、解体工事業登録標識を公衆の見やすい場所に掲示する。
	○請負者（建設業者）は、建設業法第40条及び建設業法施行規則第25条に基づく建設業許可標識を公衆の見やすい場所に掲示する。この場合、解体工事業登録標識は不要である。
	○請負者は、特定行政庁から交付された通知（届出）済シールを工事標識に貼付し、工事完了時にはこれを剥がし廃棄する。

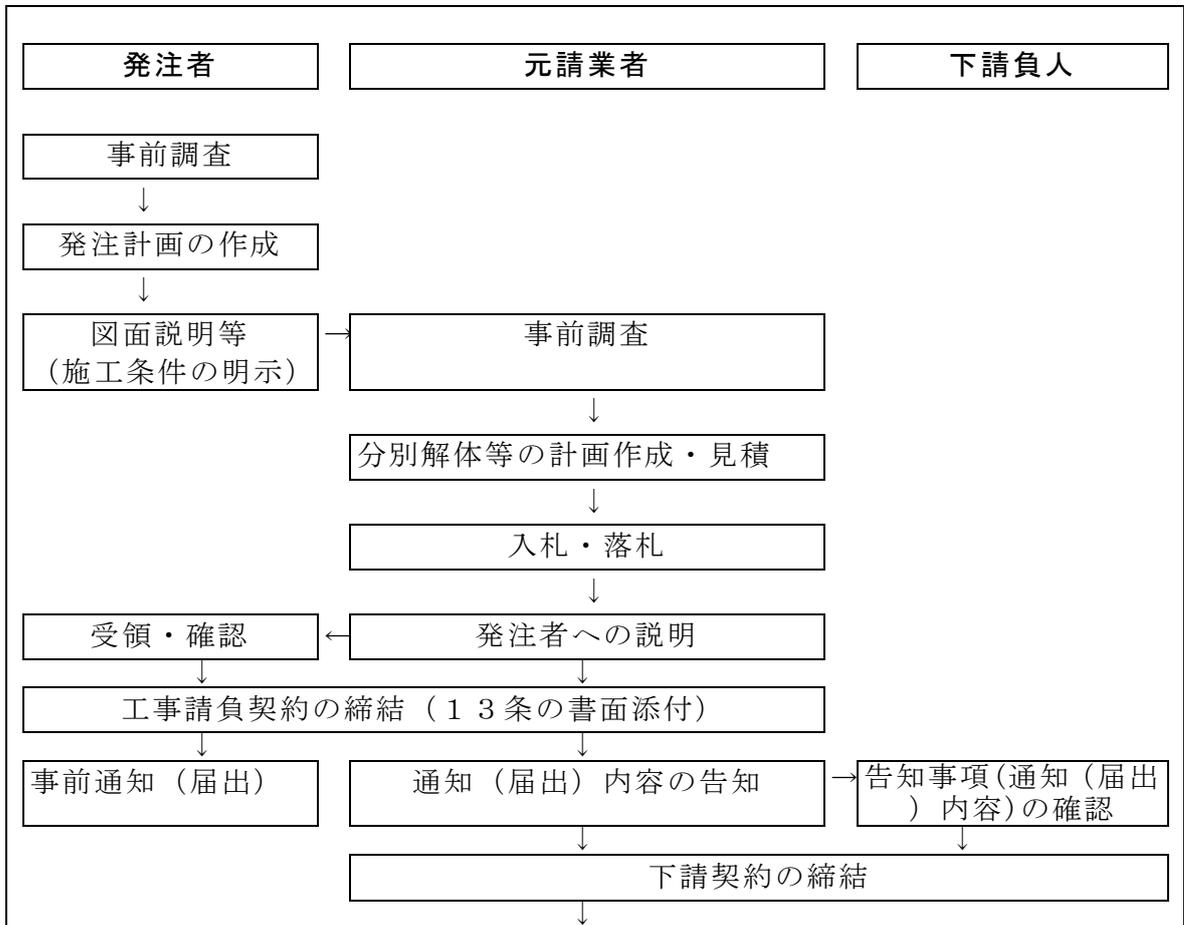
(6) 下請契約における請負者及び下請負人等の手続き

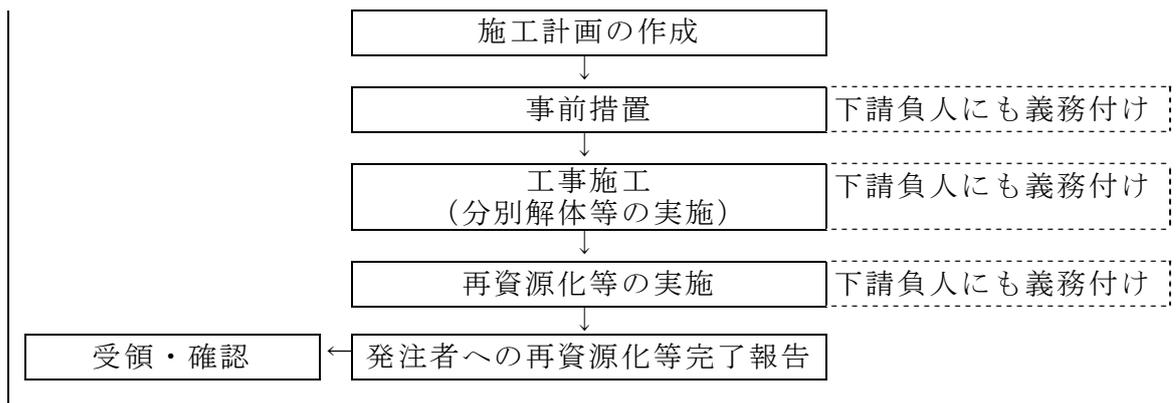
下請契約における請負者及び下請負人等が行わなければならない手続きは、以下のとおりである。

①告知	○請負者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、下請契約締結前の段階で、法第12条第2項の規定に基づき、法第12条第1項に基づき行った事前説明の内容（説明書の記載事項）について、「告知書」により、下請契約を締結しようとする相手方に告げる。
②下請契約	○請負者は、対象建設工事に係る下請契約を締結するに当たっては、法第13条及び分別解体等省令第4条に基づき、以下の事項を「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に記載し、下請契約書に綴り込む。 (記載事項) ・分別解体等の方法 ・解体工事に要する費用（解体工事の場合に限る。） ・再資源化等に関する事項については、「該当なし」と記載する。

	<p>(解説)</p> <p>請負者は、「法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面」の作成に当たり、委託処理の場合は、廃棄物処理法第 12 条第 3 項及び同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条の 2 第 1 項第 3 号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年省令第 35 号）第 8 条の 4 の規定により、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者と産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託契約を締結するため、再資源化等に関する事項は記載しない。</p> <p>○請負者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、再下請負に係る契約の当事者同士（下請負人及び再下請負人）が請負者と下請負人の契約と同様の手続きを行うよう、適切に指導する。</p> <p>○請負者は、対象建設工事に係る下請契約を締結した場合は、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出し、確認を受ける。</p>
③工事標識等	<p>○下請負人（解体工事業者）は、法第 33 条及び解体工事業者登録省令第 8 条に基づき、解体工事業者登録標識を公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p>○下請負人（建設業者）は、建設業法第 40 条及び建設業法施行規則第 25 条に基づく建設業許可標識を公衆の見やすい場所に掲示する。</p>

(図-6) 手続きフロー





(7) 対象建設工事の判断

対象建設工事の判断は、以下のとおり行う。

①判断をする者			
○当該工事が対象建設工事であるか否かの判断は、設計段階では設計者が、施工段階では監督員が行う。			
②建築物以外の工作物の工事			
○特定建設資材を用いた工作物の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等であるか否かの判断をする。			
○工事が1箇所集中し分散していない場合は、当該工事の請負代金の額が500万円を超えるか否かで判断する。			
○同一路線上等で同一契約により複数の箇所を一連の工事として行う場合（道路補修工事や保線工事など）は、一連の工事当たりの工事金額で判断し、当該一連の工事の請負代金の額に相当する金額が500万円以上であれば対象建設工事となる。			
○異なる場所に同一契約により1箇所50万円の看板を100箇所設置するような場合等は、一箇所当たりの工事金額で判断し、当該箇所の請負代金の額に相当する金額が500万円以上であれば対象建設工事となる。			
③建築物の工事			
工事の種類	発注形態	工事契約の内容	対象建設工事の規模の基準
新築工事	一括発注	建築物の新築工事 (設備工事を含む)	床面積の合計 500m ² 以上 (設備工事を含む)
	分離発注	建築物本体の新築工事	床面積の合計 500m ² 以上
		新築に伴う設備の新設	請負代金の額 1億円以上
修繕・模様替等工事	一括発注	建築物の修繕・模様替等工事 (設備工事を含む)	請負代金の額 1億円以上 (設備工事を含む)
		分離発注	建築物の修繕・模様替等工事
		設備工事(設備の維持修繕、更新、新設、撤去)	請負代金の額 1億円以上

	設備単独発注 ※	設備工事（設備の維持修繕、更新、新設、撤去）	請負代金の額 1 億円以上
解体工事	一括発注	建築物の解体工事（設備工事含む）	床面積の合計 80 m ² 以上（設備工事を含む）
	分離発注	設備の撤去	請負代金の額 1 億円以上
		建築物本体のみの解体	床面積の合計 80 m ² 以上

※設備単独発注工事とは、既存建築物の設備の維持修繕、更新、新設、撤去を分離発注する場合のことをいう。

○建築設備の定義（建築基準法第2条第3項）

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

○建築設備以外の設備

建築設備以外の設備とは、建築基準法第2条第3項に規定する以外のもので、それぞれの事業目的に必要な設備（例えば、水処理設備、汚泥処理設備、焼却炉等）をいい、建築物以外の工作物に該当する。

○屋根のみの解体工事については、屋根の直下の階の床面積とする。柱・壁など床面積の概念がないものは、床面積をゼロとしてもよい。

④その他の事例

◎建築物本体は既に解体されており、建築物の基礎・基礎ぐいのみを解体する場合

○建築物の本体が既に解体され相当の期間が経過した後に、基礎・基礎ぐいのみを解体する場合は、基礎・基礎ぐいは建築物以外の工作物として扱い、特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいに係る解体工事であって請負代金の額が 500 万円以上であれば対象建設工事となる。

これは、既に建築物本体が解体されている場合には、基礎・基礎ぐいのみでは建築物とはいえないため、このような取扱いをするものである。基礎・基礎ぐいのみを解体工事を行う場合においても、建築物本体の解体工事と連続して、あるいは短期間のうちに分離発注によって施工する場合には、基礎・基礎ぐいについても建築物として取扱い、直上の階の床面積が 80 m²以上であり、かつ、特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいであれば対象建設工事となる。

◎門・塀のみを解体する場合

○門・塀については、建築基準法の規定により建築物に付属するものについては建築物として扱うこととされている。よって、建築物に付属する門・塀については建築物として取扱い、建築物に付属しない門・塀については建築物以外の工作物として取扱う必要がある。なお、建築物に付属する門・塀のみの解体工事を行う場合にはこれらが構造耐力上主要な部分に該当しないため、修繕・模様替等工事として取扱う。

(表-4) 解体工事の具体例

工事の内容	種類	対象建設工事	解体工事の登録	理由
建築物の全部解体	解体	解体	必要	建築物の全部についてその機能を失わせるため工事の届出も解体工事業者の登録も必要
建築物の一部解体	解体	解体	必要	建築物の一部についてその機能を失わせるため工事の届出も解体工事業者の登録も必要
曳家	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	構造耐力上主要な部分である基礎から上屋を分離するが、仮設によって支えられており、また曳家をしている間でも建築物として機能しているため修繕・模様替等として扱う
構造耐力上主要な壁の取り壊し	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため工事の届出は不要、また壁のみの取り壊しで建築物の除却を目的とするものでなければ、解体工事業者の登録も不要
設備工事の附帯工事として壁にスリーブを抜く工事	解体	床面積が算定できない場合には対象外	不要	壁は構造耐力上主要な部分に当たるが、壁の床面積が算定できない場合にはこれをゼロとしてもよい。この場合には対象建設工事とならないため工事の届出は不要、また附帯工事として行われるものであれば、解体工事業者の登録も不要
設備工事の附帯工事として床版にスリーブを抜く工事	解体	解体	不要	床版は構造耐力上主要な部分に当たるため、それにスリーブを抜く工事は解体工事となるが、附帯工事として行われるものであれば、解体工事業者の登録は不要
屋根ふき材の交換	修繕・模様替等	修繕・模様替等	不要	屋根ふき材は構造耐力上主要な部分に該当しないため、解体工事業者の登録は不要
屋根ふき材の交換に当たり、屋根版が腐っている等の理由により屋根版を交換しないと屋根ふき材の交換ができない場合	解体+新築	解体+新築	不要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事+新築工事となる、ただし屋根ふき材の交換の附帯工事として行われる場合は、解体工事業者の登録は不要

屋根版の全部交換	解体+ 新築	解体+ 新築	必 要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たするため、その交換は解体工事+新築工事となる
----------	-----------	-----------	-----	---

※「解体＝政令第2条第1項第1号該当」「新築＝政令第2条第1項第2号該当」「修繕・模様替等＝政令第2条第1項第3号該当」

(8) 問い合わせ先

<p>① 法全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係(都庁第二本庁舎21階) 電 話 03-5321-1111 内線 30-235～6 F A X内線 65-351 直 通 03-5388-3231 F A X 03-5388-1351
<p>② 解体工事業者登録（建設業許可）に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査第一係（都庁第二本庁舎3階） 電 話 03-5321-1111 内線 30-661 F A X内線 65-356 直 通 03-5388-3353 F A X 03-5388-1356
<p>③ 通知（届出）・分別解体等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都都市整備局市街地建築部建築指導課指導係（都庁第二本庁舎3階） 電 話 03-5321-1111 内線 30-745 F A X内線 65-356 直 通 03-5388-3372 F A X 03-5388-1356 <p>※ 具体的な通知（届出）等に関することは、各地域を所管する特定行政庁に問い合わせるものとし、その窓口は、巻末資料の「通知（届出）受理窓口一覧表」を参照されたい。</p>
<p>④ 申告・再資源化等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課規制監視係 (都庁第二本庁舎9階) 電 話 03-5321-1111 内線 42-871～3 F A X内線 65-381 直 通 03-5388-3589 F A X 03-5388-1381

都庁所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

第2 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 法に規定する分別解体等実施義務

法第9条では、分別解体等の実施義務について以下のとおり規定している。

<p>第9条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、施工方法に関する基準（省令）に従つて分別解体等をしなければならない。</p> <p>2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い行わなければならない。</p>

(2) 分別解体等に関する用語の定義

(表-5) 分別解体等に関する用語の定義

①分別解体等	<p>○分別解体等 次に掲げる行為をいう。(法第2条第3項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①解体工事の場合 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為</p> <p>②新築工事等の場合 当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為</p> </div> <p>①、②いずれの場合も工事現場から搬出するための積み込み作業までをいう。</p>
②建設資材	○土木建築に関する工事（建設工事）に使用する資材をいう。
③建設資材廃棄物	○建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
④特定建設資材	<p>○政令で定める次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート
⑤特定建設資材廃棄物	<p>○特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・建設発生木材 ・アスファルト・コンクリート塊
⑥建築物	<p>○建築基準法第2条第1号で規定するものをいう。</p> <p>土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。</p>
⑦建築物以外の工作物	<p>○道路・橋・トンネルなどのように土地等に定着する工作物で建築物以外のものをいう。</p> <p>（例）・土木工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の加工又は取り付けによる工作物 ・石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方による工作物 ・れんが、コンクリートブロック等による工作物 ・形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てによる工作物 ・機械器具の組立て等による工作物 ・浮き栈橋 ・現場で製作するブロック、桁、ケーソン等 ・その他これらに類する工作物

<p>⑧解体工事 (建築物)</p>	<p>○建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。</p> <p>○対象建設工事となる建築物の解体工事は、特定建設資材を用いた建築物に関する解体工事であって、建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号）の全部又は一部について、床面積の合計で80m²以上を解体する工事である。</p> <p>○構造耐力上主要な部分を解体する工事であっても、柱・壁等床面積の測定できない部分のみを解体する場合は、床面積をゼロとしてもよい。</p> <p>○建築物の一部を解体する工事であっても、構造耐力上主要な部分の解体を行わない工事については、建築物の修繕・模様替等工事として取り扱う。</p> <p>○主たる他の工事の実施に伴う附帯工事として構造耐力上主要な部分を解体する場合にあっても、特定建設資材を用いた建築物に関する解体工事であって、建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号）の全部又は一部について、床面積の合計で80m²以上を解体する工事であれば、対象建設工事となる。</p> <p>○法第21条による解体工事業登録が必要な解体工事は、解体工事のうち、建築物を除却するために行うものである（建築物本体は床面積の減少するもの、その他のものについてはこれに準じた取扱いとする）。ただし、主たる他の工事の実施に伴う附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業の登録は必要ない。</p>
<p>⑨解体工事 (建築物以外の の工作物)</p>	<p>○建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。</p> <p>○対象建設工事となる建築物以外の工作物の解体工事は、特定建設資材を用いた建築物以外の工作物に関する解体工事であって、請負代金の額が500万円以上となる工事である。</p> <p>○法第21条による解体工事業登録が必要な解体工事は、解体工事のうち、建築物以外の工作物を除却するために行うものである。ただし、主たる他の工事の実施に伴う附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業の登録は必要ない。</p>
<p>⑩新築工事等</p>	<p>○建築物の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築とは、更地に新たに建築物を建てる工事をいう。 ・増築とは、同一敷地内において、既存建築物等の床面積を増大させる工事をいう。
<p>⑪修繕・模様 替等工事</p>	<p>○建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕とは、同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させる工事をいう。 ・模様替とは、建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ工事をいう。

(表-6) 特定建設資材の具体例

PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート・鉄筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し成形版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
セメント処理混合物・粒度調整砕石・再生粒度調整砕石・クラッシュラン・再生クラッシュラン		×	
アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物・再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品等）		×	
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	

○：特定建設資材 ×：特定建設資材ではないもの

※ なお、金属のみで構成された工作物（H鋼、鋼桁、アルミ高欄など）は特定建設資材ではないが、特定建設資材（コンクリート等）に埋め込み、固定等されており、一定規模以上の工事であれば対象建設工事となる。

(3) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向は、以下のとおりとする。

① 対象建設工事 対象建設工事の施工に伴う特定建設資材に係る分別解体等は、解体工事の場合は、建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工し、新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する。
② 対象建設工事以外の建設工事 対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り特定建設資材に係る分別解体等を行う。
③ 適正な分別解体等 特定建設資材に係る分別解体等は、その対象となる建築物等の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する分別解体等に係る施工方法に関する基準に従うとともに、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材に係る分別解体等を行う。

(4) 適正な分別解体等の実施

請負者は、法第9条及び施行規則第2条に基づき、事前調査、分別解体等の計画、事前措置、適正な分別解体等を実施する。

適正な分別解体等の詳細は、以下のとおりとする。

① 事前調査（施行規則第2条第1項第1号） 請負者は、施行規則第2条第1項第1号の規定により、法第12条第1項に基づく発注者への事前説明の前に事前調査を行う。 <ul style="list-style-type: none">○対象建設工事に係る建築物等及びその周辺の状況に関する調査○分別解体等をするために必要な作業を行う場所に関する調査○対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路に関する調査○残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。）の有無に関する調査○吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無に関する調査○その他対象建築物等に関する調査
② 分別解体等の計画（施行規則第2条第2項） 請負者は、施行規則第2条第1項第2号の規定により、事前調査の結果に基づき、分別解体等の計画を作成する。また、この計画には、施行規則第2条第2項の規定により以下の事項を記載する。

- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の種類
- 事前調査の結果
- 事前措置の内容
- 解体工事の場合は、工事の工程の順序、工程ごとの作業内容、分別解体等の方法、工程順序が規定どおりできない場合の理由
- 新築工事等の場合は、工事の工程ごとの作業内容
- 解体工事の場合は、対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分
- 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み、特定建設資材が使用される対象建築物等の部分、特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
- 分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

③ 事前措置（施行規則第2条第1項第3号）

請負者は、施行規則第2条第1項第3号の規定により、分別解体等の計画に従い、事前措置を講ずる。

- 作業場所及び搬出経路の確保 ※1・※2
- 残存物品等の搬出の確認 ※3
- 付着物の除去 ※4
- その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置

④ 工事施工（施行規則第2条第1項第4号）

請負者は、施行規則第2条第1項第4号の規定により、分別解体等の計画に従い、工事を施工する ※5

- 建築物に係る解体工事の工程
 施行規則第2条第3項、第4項の規定により、次の順序で施工する。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。
 分別解体等の方法は、施行規則第2条第6項の規定により、①手作業、②手作業及び機械による作業のいずれかの方法で行う。

順	序	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材、構造耐力上主要な部分を除く）の取り外し ・ 内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。 	↓	手作業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根ふき材の取り外し 	↓	手作業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外装材、構造耐力上主要な部分（基礎、基礎ぐいを除く）の取り壊し 	↓	手作業 又は 手作業及び機械作業
<ul style="list-style-type: none"> ↓ 		

・基礎及び基礎ぐいの取り壊し	手作業 又は 手作業及び機械作業
○ 建築物以外の工作物の解体工事の工程 施行規則第2条第5項の規定により、次の順序で施工する。 分別解体等の方法は、施行規則第2条第6項の規定により、①手作業、②手作業及び機械による作業のいずれかの方法で行う。	
順 序	方 法
・さく、照明設備、標識その他の工作物に付属するものの取り外し	手作業 又は 手作業及び機械作業
↓	
・工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し	手作業 又は 手作業及び機械作業
↓	
・基礎及び基礎ぐいの取り壊し	手作業 又は 手作業及び機械作業

※1 作業場所及び搬出経路の確保とは、以下の例のようなことをいう。

(作業場所の確保の例)

- ・建設資材廃棄物を分別する空地が不足しているため隣地を借用する。
- ・立木の除去を行う。
- ・着手と同時に構造物の一部を撤去し、作業場所を確保する。
- ・敷地が狭いため道路を一時的な機械設置場所として使用するため道路使用許可を得る。

(搬出経路確保の例)

- ・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する。
- ・鉄板敷きを施工し搬出経路を確保する。
- ・前面道路の幅員が狭いため2トントラックにて搬出する。

※2 作業場所及び搬出経路の確保に当たって、公益企業による電気・電話・通信・水道・下水・ガス等の遮断、公益企業による施設の切り回しや防護・仮設引き込み、道路使用許可の取得、隣地の土地賃貸借契約、各種行政手続等が必要な場合はこれらを含む。

※3 残存物品とは、家具、家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン（室外機含む）等）、パソコン、寝具、衣料、食器、文房具、玩具、食品等のことをいう。

また、PCB含有廃棄物（トランス・コンデンサ・蛍光灯安定器等）等の有害物質、冷媒フロンが含まれる機器（業務用エアコン・冷凍機等）などが残されている場合もあり、注意を要する。

なお、家電製品のうち、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機については、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき処分し、パソコン、蓄電池については、ラージリサイクル法に基づくメーカーの回収システムに引き渡す必要がある。

※4 付着物とは、アスベスト含有製品（吹付け石綿、ビニール床タイル等）、木毛セメント板・木片セメント板（張り付け）、発泡ポリスチレン板（張り付け）、発泡ウレタン断熱材（吹き付け）等のことをいう。

※5 解体工事における「建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ」とは、新築工事や修繕・模様替工事等の際に工事現場に搬入され、工事目的物を造るために使用された資材をその材質に応じて種類ごとに分別しながら解体することをいう。

建設資材には、木材、金属（釘、かすがい、ネジ等）、コンクリート等のように材料の形態で工事現場に搬入され、加工、接合、打設等するもののほか、工場で製造された製品の状態で工事現場に搬入され、その場で組み立て（取り付け）られるもの（アルミサッシ、ユニットキッチン、ドア・障子・襖などの建具、フローリング材、畳など）がある。これらの製品は、解体工事においては、新築工事や修繕・模様替等工事の際に工事現場に搬入された状態又は搬入する再資源化施設が求める状態まで解体すればよく、組み立て（取り付け）時と逆の工程により取り除かれることとなる。

このほかにも、工場で複数の建設資材を組み合わせて製造されたもの（ユニット住宅のユニット単体等）があるが、このような資材については、原則として組み合わされた資材ごとに分別解体等（ユニットをさらに部品ごとに分解する。）をしなければならない。

なお、この場合において分別解体等をしなければならない場合は、当該ユニット単体等が廃棄物に該当する場合であり、有価物（リース、有価引取、移築の場合等）である場合にはユニット単位に分別したものをさらに分解する必要はない。ただし、ユニット単体以外の接合部分等の有価物にならない部分については、適正に分別解体等を行わなければならない。

第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等

(1) 法に規定する再資源化等実施義務

法第16条では、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務について、以下のとおり規定している。

第16条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行わなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの（以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。）に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離の基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

（政令）

第4条 法第16条ただし書きの政令で定めるものは、木材が廃棄物となったものをいう。

（施行規則）

第3条 法第16条の主務省令で定める距離に関する基準は、50キロメートルとする。

第4条 法第16条の主務省令で定める場合は、対象建設工事の現場付近から指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設までその運搬の用に供する車両が通行する道路が整備されない場合であって、当該指定建設資材廃棄物の縮減をするために行う運搬に要する費用の額がその再資源化（運搬に該当するものに限る。）に要する費用の額より低い場合とする。

(2) 再資源化等に関する用語の定義

(表-7) 用語の定義

<p>①再資源化</p>	<p>○再資源化の定義 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するもので次に掲げる行為をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にすること。 ・燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。 </div> <p>○熱を得ることに利用 「熱を得ることに利用すること」とは、建設資材廃棄物を燃焼させることにより熱エネルギーを得ることであり、得られた熱エネルギーを熱として直接利用すること（ボイラーの熱源、温水利用、セメント助燃材等）や、熱エネルギーを用いて発電を行い、その電力を使用・販売することが含まれる。</p> <p>○廃棄物処理法上の規定 廃棄物処理法第16条の2第1号に定められた方法（廃棄物処理基準）に従う焼却であることが前提となる（3号は含まない）。 当然、廃棄物処理法に基づく施設の許可対象規模である場合には、平成14年12月以降のダイオキシン規制を満足する施設でなければならない。</p> <p>○再資源化の完了 再資源化の完了する時点としては、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設に持ち込んだ段階ではまだ再資源化したことにはならない。再資源化をするための施設において再資源化の行為が完了した時点において再資源化が完了したことになる。ただし、再資源化されたものが、その後、資材や原材料として再利用され、又は熱利用されることを、事業の運営状況から適切に判断する必要がある。再利用又は熱利用を前提としない行為は再資源化とはいえない。</p>
<p>②縮減</p>	<p>○縮減の定義 建設資材廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為であり、運搬を含む。その方法には焼却、脱水、圧縮、乾燥等（廃棄物処理法上の処理行為として処理基準に従った行為）がある。</p> <p>○縮減の完了 縮減が完了する時点としては、指定建設資材廃棄物である建設発生木材の焼却等が、廃棄物処理法の基準に適合した方法により行われ、適正に完了した時点である。</p>

③再資源化等	○再資源化及び縮減をいう。
--------	---------------

(3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向は、以下のとおりとする。

① 対象建設工事	対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等を着実にを行い、建設資材廃棄物の種類ごとに分別されることにより発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化等を適切に行う。
② 対象建設工事以外の建設工事	対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する。
③ 分別解体等困難物	法第9条の規定により正当な理由がある場合において分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進する。
④ 再資源化の原則	都内で施工する建設工事では、おおむね当該工事現場から50キロメートル以内に指定建設資材廃棄物である建設発生木材の再資源化施設が存することから、都関連工事においては、特定建設資材廃棄物は再資源化するものとし、縮減は行わない。

(4) 適正な再資源化等の実施

特定建設資材廃棄物の再資源化等は、以下のとおり適正に実施する。

①自ら利用（現場内利用等）による場合	○設計図書に自ら利用（現場内利用等）により特定建設資材廃棄物の再資源化を行うことについて条件明示し、契約条件とする。 なお、契約条件として明示がないのに請負者が勝手に自ら利用することは認められない。 ・加工方法、加工量、利用用途、品質基準、利用箇所等を明示する。 ・加工に要する費用を計上する。 ※ 「自ら利用」とは、特定建設資材廃棄物を有用物（特定建設資材廃棄物の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（特定建設資材廃棄物が発生する工事の請負者）が使用することをいう。同一の請負者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも利用が可能である。
	○再資源化等の完了時期は、現場内等での利用が完了した時点とする。
②個別指定（工事間利用）による場合	

<p>○設計図書に個別指定（工事間利用）により特定建設資材廃棄物の再資源化を行うことについて条件明示し、契約条件とする。</p> <p>なお、契約条件として明示がないのに請負者が勝手に工事間利用することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工方法、加工量、利用用途、品質基準、受入工事等を明示する。 ・加工及び運搬等に要する費用を計上する。 <p>※ 「個別指定による工事間利用」とは、廃棄物処理法に基づき個別指定制度により都道府県知事の指定を受けて、工事間で特定建設資材廃棄物を有用物（特定建設資材廃棄物の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理したものを利用することをいう。</p>
<p>○再資源化等の完了時期は、受入側工事での利用が完了した時点とする。</p>
<p>③再資源化施設の活用による場合</p> <p>○設計図書に再資源化施設の活用により特定建設資材廃棄物の再資源化を行うことについて条件明示し、契約条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出量、再資源化施設に搬入し再資源化しなければならないこと、等を明示する ・再資源化施設の受入料金、運搬費等を計上する。 <p>※ 選択する再資源化施設は、客観的に見て破砕等の処理が完了の後販売等され、建設資材等として再び利用されることが確実な製品等を製造している施設でなければならない。</p> <p>また、再資源化施設とユーザーである建設業者等との間に、社会通念上の常識に照らして適正かつ恒常的な商取引が現に存するものでなければならない。</p>
<p>○再資源化の完了時期としては、委託処理の場合は、特定建設資材廃棄物が再資源化施設に搬入され、保管の後、破砕等の処理（破砕、粒度調整、異物除去、補足材添加等）が完了し、資材又は原材料として利用することができる状態、若しくは熱を得ることに利用することができる状態になった時点とする。ただし、販売等の後、ユーザーである建設業者等の手に渡り工事現場などで再び利用されること又は熱を得ることに利用されることを前提としたものでなければならない。単に破砕処理等を行い、保管や放置された状態は再資源化とは認められず、保管や放置されたものは廃棄物である。</p>

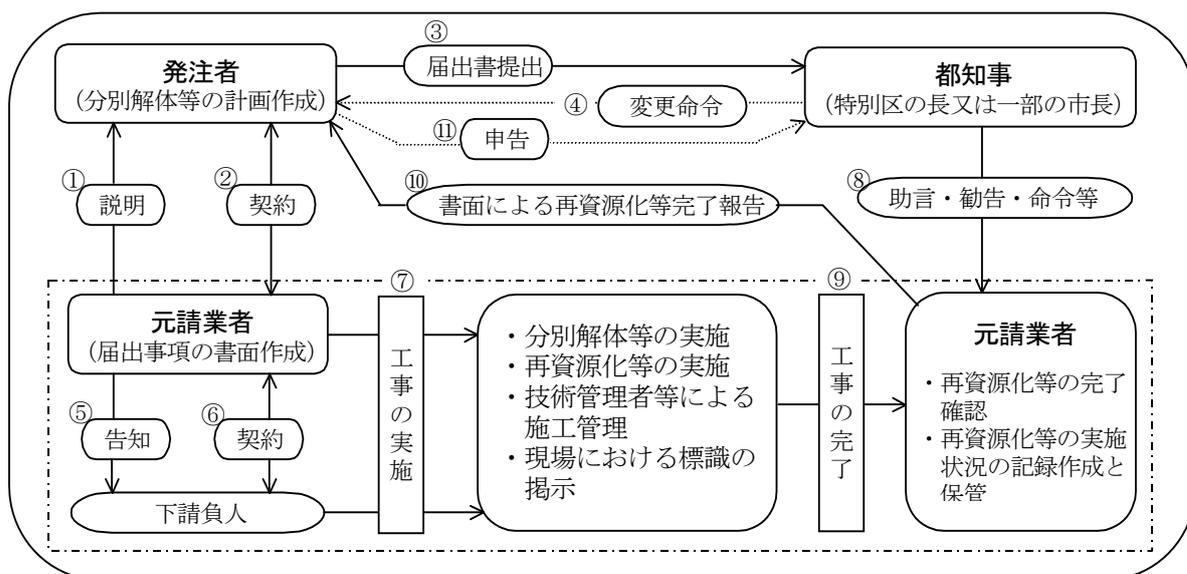
第4 法の実効性確保の方策

法の実効性を確保し、建設資材の再資源化等を促進するため、以下の施策を実施していく。

(1) 都及び特定行政庁による行政処分等

都及び特定行政庁は、法に即した行政処分、行政指導等を厳格に行うとともに、連携協力して共同の取組を行っていく。（図－7参照）

(図-7) 法の事務の流れ



行政処分等及び都と特定行政庁の取組

- ① **行政処分等**
 都道府県又は特定行政庁は、法の規定により行政処分や行政指導等ができることとなっており、法に即して発注者、自主施工者及び受注者に対し、対象建設工事の届出、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進について関与していく。
 都は、特定行政庁と協議機関を設けるなど連携協力して、建設リサイクル法の円滑な施行を図り、建設資源の循環利用が促進されるよう努める。
- ② **法の実効性確保の方策**
 都及び特定行政庁は、法の実効性を確保するため、国、道府県、関係業界団体等と連携協力し、一斉パトロール、分別解体等・再資源化等合同パトロール、建設工事関係法令所管部署合同パトロール、届出（通知）済み確認シールの運用、ホームページやパンフレットなど様々な手法によるPR、実施要領や各種手引等の作成、東京圏における都県共通の取組の推進等を行う。

(2) 各種行政における取組

法の実効性が確保され、その効果を発揮し、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進について実効性が確保されるためには、発注者や受注者などが同法に関する十分な知識を有することが必要である。

このため、各種行政における関係法令に基づく関与や窓口業務等を通じてPRや様々な工夫を行っていく。

各種行政における取組の事例を以下に示す。

- ① **各種行政窓口におけるPRの実施**
 都及び区市町村の各種行政現場において、行政手続窓口のみならず、住民窓口においてもPRパンフレットを備え置くなどの対応を行っていく
 (例)・住民窓口（都庁、都出先機関窓口、区民課（市町村民課）窓口等
 ・各種行政手続（建築確認申請関係、建設業許可関係、建築士関係、不動産業関係、不動産登記関係、その他）窓口等

② 公共事業の実施に当たっての配慮

公共事業の実施に当たっては、法に規定された義務の周知などに努める。

- (例)・都や区市町村は、公共事業の実施に当たり、用地取得や移転補償、都市開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業及び木造住宅密集市街地整備促進事業等をいう。以下同じ。）等の交渉や説明等に際し、法の内容や届出等が必要であることなどについて周知を図る。
- ・家屋の移転補償等においては、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用を適正に積算する。
 - ・都市開発事業等において可能な場合は、都や区市町村が民家の解体等を代行し、公共事業として適切に分別解体等及び再資源化等を実施することを促進する。

(3) 建設リサイクル法関係機関ホームページアドレス

① 東京都都市整備局建設リサイクルホームページ

- ・東京都建設リサイクル指針、法の解説、Q & A、各種様式等を掲載

H P <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

② 東京都環境局建設リサイクル法ホームページ

- ・申告先、建設発生木材の再資源化施設リスト等を掲載

H P <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/11%20kensetu%20recycle/kensetsu%20recycle%20B.htm>

③ 国土交通省建設リサイクルホームページ

- ・法律、F A Q、都道府県の実施指針や問い合わせ窓口一覧等を掲載

H P <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>